

Q6 保険料はどのようになるの？

保険料は、加入者一人一人が負担能力に応じて公平に納めていただくこととなります。保険料は全員が等しく負担する『均等割額』と、所得に応じて負担する『所得割額』の合計です。

保険料額は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

年間保険料の計算方法

$$\text{年間保険料額 (限度額50万円)} = \text{均等割額 (43,143円)} + \text{所得割額 (前年の所得 - 基礎控除33万円) \times 9.63\%}$$

●低所得世帯の方への軽減

軽減措置は、被保険者と世帯主の所得の合計額をもとに判定し、次のとおり均等割額が軽減されます。世帯主（子どもなど）が被保険者でない場合も、軽減措置の判定では対象となります。

所得金額などの合計が次の金額以下の世帯	均等割額軽減割合
33万円	7割
24万5千円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主を除く) + 33万円	5割
35万円 × 世帯に属する被保険者数 + 33万円	2割



●被扶養者への軽減

被用者保険の被扶養者で、これまで保険料を負担してこなかった方については、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、所得割額はかからず、均等割額も半額となります。

ただし、平成20年度は特例として、均等割額の軽減割合が次のとおりとなります。

軽減期間	所得割額	均等割額
平成20年4月～9月	0円	0円
平成20年10月～平成21年3月	0円	9割軽減



Q7 納付方法は？

保険料の徴収は市が担当窓口となり、4月以降に支給される年金から差し引かれるようになります。ただし、年金の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することとなります。

